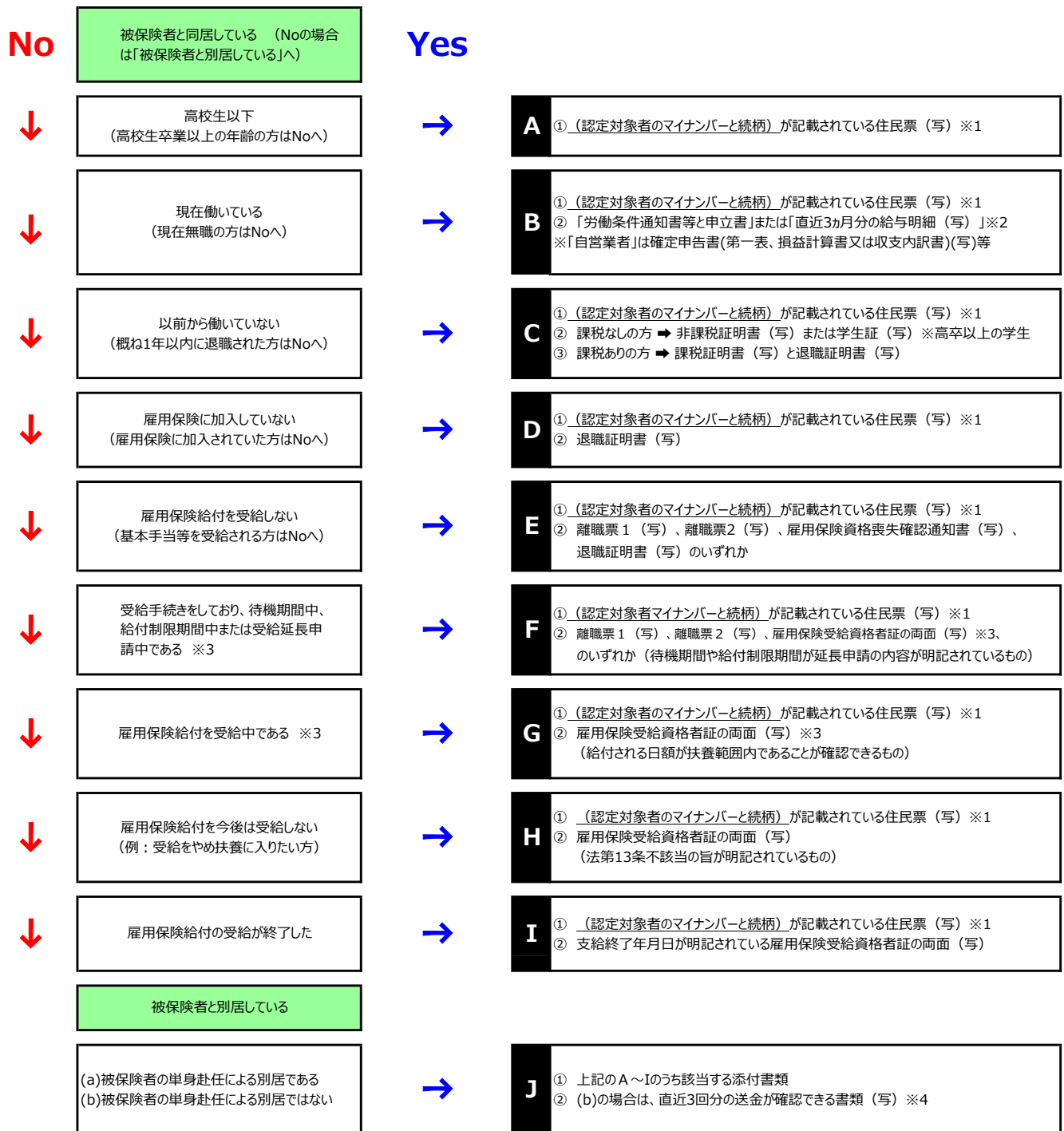


# 被扶養者異動届添付書類フローチャート

★ このフローチャートは添付書類の基本的な例を挙げたものであり、必要に応じて別途書類の提出を求めることがあります。



※1 「(認定対象者のマイナンバーと続柄) が記載された住民票 (写) 」ほか、マイナンバーが記載された他の書類 (マイナンバーカード (写)、通知カード (写) ) でも構いません。  
 ※2 被保険者と同居が要件になる続柄の方 (例: 配偶者の、親、子など) は、同居が分かる「(認定対象者のマイナンバーと続柄) が記載された住民票 (写) 」の添付が必要です。  
 ※3 「労働条件通知書等」は、雇用契約書などの労働契約の内容が確認できる書類。  
 ※4 申立書は、被扶養者異動届内にある所定の欄に記入いただくか、ホームページ掲載の「扶養に関する申立書兼同意書 (労働契約関係) 」をご利用ください。  
 ※5 「労働条件通知書等」の内容が不明確で収入を判定することができない場合は、「直近3ヵ月分の給与明細 (写) 」をご提出ください。  
 ※6 雇用保険給付額が、1日あたり①3,612円以上 (②を除く60歳未満の方)、②1日あたり4,167円以上 (年末時点19歳以上23歳未満)、1日あたり5,000円以上 (60歳以上が障害者の方) の場合は条件を満たさないため、届出することはできません。  
 ※7 送金元と送金先の氏名および送金額が確認できるもの (金融機関の取引控 (写) や現金書留受領証 (写) など)。手渡しによる仕送りの場合は原則として認定できません。

## 【 お 願 い 】

- ★ 夫婦共同扶養の場合は、異動届の下欄「配偶者の年収見込額」を記入してください。
- ★ 外国籍の方は、上記の A ～K のうち該当する添付書類に加えて在留カード (写) を添付してください。
- ★ 「自営業者」には、利子・配当収入、家賃収入、不動産収入等がある場合を含みます。確定申告書 (写) を添付してください (表中B参照)。
- ★ 傷病手当金や出産手当金等の社会保険等給付を受けている場合は、給付額がわかる書類 (「支給決定通知書」) の写しを添付してください。
- ★ 年金受給者は、直近の「年金振込通知書」もしくは「年金額改定通知書」等、現在の年金額がわかる書類の写しを添付してください。